

## 善珠について

本学助教授 名 畑 崇

善珠は奈良朝末期から平安朝初頭にかけての、いわゆる光仁・桓武朝の時期に登場する興福寺の僧で、法相教学に精通し、延暦年中に僧正に任官、秋篠寺に住んだので「秋篠の善珠」「秋篠の僧正」として知られる。

善珠の伝記研究として、善珠の事績について詳しい考証を加えたものに、故日下無倫氏の「善珠僧正の研究」(『真宗史の研究』所収)があり、特定の視角から善珠をとりあげたものに、日本法相教学史上における善珠の位置づけ(富貴原章信氏『日本唯識思想史』)、善珠の西方淨土願生の事実から、日本淨土教史上とくに南都法相系の弥陀信仰における善珠の位置づけ(井上光貞氏『日本淨土教成立史の研究』)、早良皇太子の怨靈を鎮圧して桓武朝を護持した善珠の役割(直木孝次郎氏「秋篠寺と善珠僧正」、「奈良時代史の諸問題」所収)などが管見に入る。

このように善珠は法相教学者と護持僧の二つの面からとらえられているのだが、いわば法相教学者善珠は教学思想史上に自己を完結し、護持僧善珠は歴史の領域に自己を拡散していくといつた具合で、両面の統一的把握がむずかくなっている。私はここで善珠の著述の一つである『本願薬師經疏』をとりあげて検討を加え、桓武朝になつて僧正に登用され国家護持の役をになつた善珠

の立場を考察し、上述の善珠のもつ両面の統一的な理解を試みたい。

善珠の著述は二十一部かぞえられるが、そのうち『藥師本願經』・『注梵網經略抄』・『成唯識論肝心記』・『成唯識論分量決』・『唯識增命記』・『因明義抄』・『因明論明灯鈔』・『法苑義鏡』・『唯識疏序釈』が現存する。これらの著述は經釈や唯識・因明に関する学解である故に、純粹な教学の產物とみなされて、著述を歴史との対応関係において位置づけるのは困難であるとみられてきた。ところが『本願薬師經疏』一巻を検討すると、本書成立の歴史的背景について推測でき、桓武朝に官僧として登用された善珠の立場と理念があらわれているようと思う。

善珠の『本願薬師經疏』は大意・宗趣・伝訳・題目・文義釈の五部門からなっている。このうち第五の文義釈が分量の上で大部をしめているのは、本書の經疏としての性格からして当然だが、第一の經の大意において經疏として異質とみられる著者独自の見解がくわしく述べてあるのが、他の類疏(たとえば太賢『本願薬師經古述』)にみられない特徴である。その要点は次のようである。

- 一、『本願薬師經』に説く薬師仏の本願功德の大略。
- 一、五濁末代の時機觀と因果應報の理。
- 一、現代の僧俗が三業において犯す罪惡の省察。
- 一、懺悔・受戒のすすめと減罪・斎戒の作法。
- 一、『鐵悔・受戒』による功徳を先帝光仁と桓武天皇に供し、災厄の消滅・万姓安樂を期する。

また文章の一部に一種の表白文または願文の形をそなえたものがたり、たとえば「今さいわいに聖朝無限の慈をこうむり、薬師如來般若の法会に遇う。(中略) わが懺悔を攝受したまえ。南無」といった叙述がみられる。予測できるのは、『本願薬師經疏』は特定の公的な法会を予定して書かれたこと、特定の法会とは薬師仏を所依とする懺悔・斎戒の儀式で、實際には薬師悔過に相当することである。光仁・桓武朝には薬師經が重視されていて、薬師經を所依とする公的な法会の事例に、宝亀四年十月薬師經により設壇・放生・大赦、延暦十二年正月三十九僧を宮中に請じ薬師經読誦・殺生禁断七日、延暦十五年十月四十僧を宮中に請じ薬師悔過七日、延暦二十四年二月諸国國分寺に薬師悔過がある。この事例にもとづいて善珠の『本願薬師經疏』述作の時点を求めるなら、延暦十五年十月の宮中薬師悔過を下限とし、その前数年の時期が妥当するであろう。

先述した本書の大意の部分には、教界を肅正して領導する意思と國家護持の使命感がこめられており、桓武朝の官僧的立場がよく表明されている。善珠の僧正任官は翌延暦十六年正月(一説に延暦元年)だが、この年以前に善珠は正式に僧正に任官しないまでも、相當の地位に登用されて地位相応の意識がはたらいていたとみることができよう。

延暦十五年といえば、天皇が長岡京をすべて新京に移つてからわずか二年目で、諸国に異変や長雨・飢饉があつた。安殿皇太子は五・六年前から病気になやみ、原因は早良皇太子の怨靈だと信じられていた。かかる事態に対応し新京の安全・災厄の防止・怨

靈鎮圧を祈念して設営されたのがこの年十月の宮中薬師悔過であったと考える。

光仁・桓武朝は奈良朝における政治と宗教の腐敗を清算し、皇権強化と律令国家のたてなおしをはかった時期として注目される。桓武朝最大の政治的関心事は長岡・平安遷都と都城の造営、それに蝦夷対策であった。そのため政府は国司による地方行政の監督を厳重にし、中央への役夫運上の確保をばかり、徵稅機構の強化と軍團の再編をおこなった。その結果、体制は強化され、政權と軍事權は天皇に集中して、天皇は專制君主としての地位を固めたといわれる。

こうした一連の政策と併行して、政府は僧尼の統制をつよめ、僧尼に自己反省と行儀の肅正を求めて持戒を厳重にし、一方で淨行有徳の僧の顕彰をはかつた。この宗教政策は律令国家のたなおしと皇權強化の政策と相互関係にあり、僧尼の体質改善と質の向上をまつて國家と皇權の安全維持をめざしたものである。

『本願薬師經疏』に善珠は時代を末代五濁と規定し、人が因果応報の理を信じないで罪惡を犯しているすぐたを指摘して、大衆と共に発露懺悔して持戒を誓う。そして所得の功德を國家に施すという。末代の時機觀・因果の理・罪の省察と懺悔・廻向の思想の表明は善珠と同じ時代を生きた薬師寺景戒や最澄にも共通して認められるところであり、彼らは教界に課せられた共通の課題を背負い、それぞれ主体的な立場において課題の解決を求めていたわけである。

桓武朝はさきにみたように政策を遂行して一定の成果をおさめ

たが、反面で皇親や有力貴族の間に権力をめぐる反目と抗争をひきおこしていた。氷上川繼の反逆と配流・三方王の天皇厭魅事件・藤原種継暗殺・早良皇太子の廃位と死などがその顯著なものである。つづいて藤原旅子・高野新笠・藤原乙牟漏など天皇の親族があいついで死亡する。こうしたことは政界の争いに敗れて脱落していく者がおこなう厭魅・咒咀によるとして宫廷を不安にしえていた。

厭魅・咒咀は律に禁止するところで、国家はその防止につとめてきた。しかも厭魅・咒咀は民間に根ずよく浸透していたし、古代国家の專制支配のもとにあって、厭魅・咒咀が中央政権に対する反動としてはね返ってくる可能性は常に存在していた。古代專制君主が厭魅・咒咀をもつとも怖れたとされるゆえんである。桓武朝の政権は当然予想される厭魅・咒咀の活動や怨靈のはたらきを鎮圧・優和するのに有効な咒術や祈禱を採用して対抗しなければならなかつた。政府が僧尼に期待したもの一つに厭魅・咒咀・怨靈に対抗して奏効する能力があった。

善珠が桓武朝になつて登用されるのは、このような桓武朝の情況と深いかかわりをもつてゐる。善珠が僧正に任官したのは御持僧として功績が認められたからだといわれる。善珠が國家護持の要請にこたえるために用意したのが薬師悔過であり、彼は薬師經に註釈を加えて薬師の本願功德を顕彰し、悔過の内容と形式をととのえることによつて國家の安全を祈願したのである。薬師經には怨靈の鎮圧や厭魅・咒咀の消滅によって自他共に安樂をうるという功德が説かれている。

薬師經が国家的規模において採用されて、薬師經にもとづいた法会が営まれたのは天武朝の頃にさかのぼる。そのかぎりでは薬師經は使い古された形式にすぎぬ。善珠が薬師經の中に時代の要請にこたえる要素を取り出して、新たな内容と形式をもつて法会をととのえたことにより、薬師經は再生強化されたのである。それは薬師經の咒術的効用を再生したものとみることもできるが、善珠の立場はいわゆる咒術の世界に終始するものであろうか。

善珠は薬師經の大意をのべて「真性幽寂にして遠く万象の域を超ゆ。……相を離れ性を離れ、空のごとく海のごとくの故に相を融せざることなし」と、法相宗の立場において經をとらえているし、彼はまた早良親王の怨靈になやむ安殿皇太子に「般若の驗」を施こし、「無相の理」を説いて効驗を示したといわれる。怨靈鎮圧と護持という善珠の咒術性の色濃い行為も、善珠のうちには現象的なものにとらわれず、一切の執着をはなれた空・無相の境地を説くといわれる法相の教えに統一されていたとみるのが妥当であろう。